

トラブル急増！

利益誘引型のサイトに気をつけて！

「相談にのるだけで報酬がもらえる」「当選金を受け取ることができる」などとうたって誘導し、登録後にサービスの利用料金や手続き費用等として、高額なお金を請求する「利益誘引型」のサイトに関する相談が複数寄せられています。

【事例】18歳 女性 学生 士別市

ネットで「スマホでできる簡単副業」とあったので、名前やアドレスを入力し会員登録をした。すると「相談にのってくれたら報酬を渡す」という男性から複数のメールが届いた。2人の男性とやり取りをしていると、サイト担当者から「報酬を受け取るために有料会員登録が必要だ」とメールが届き、コンビニで2万円のプリペイドカードを購入し2社のサイトにコード番号を伝え登録した。その後男性から「報酬を送金するので、銀行口座番号が知りたい」とメールがあったので伝えたが「文字化けして見えない」と返信があった。サイト担当者からは修正方法として「ランクを上げる」「ポイントを購入する」など様々な名目で請求を受け、その都度支払ったが改善されなかった。学生のため支払うことができず、無断で母のクレジットカード番号を入力し決済した。男性からは、「報酬に上乘せするので立て替えてほしい」とメールが届いていたので安心していましたが、いつまで経っても報酬が得られず、そのうち母の元に総額35万円のクレジットの請求が届いた。

【処理結果】相談者は18歳で未成年です。未成年者は原則として、契約をするにあたって、親権者等の同意が必要です。同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。そこで、事業者を経緯書、クレジット会社に抗弁書を送付し、未成年者取り消しを主張し全額返金となりました。

【ひと言助言】

- インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、“利益誘引型のサイト”が紛れています。このようなサイトは、運営事業者とのやり取りもあり、相談にのっている相手がサクラの可能性もあります。メール交換相手が本当に信用できる相手なのか、「簡単に儲かる」などの投稿やメッセージを鵜呑みにしないで慎重に判断しましょう。
- 契約時運転免許証など身分証明書等の情報を事業者に送ってしまうと、後で取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することがあります。絶対に渡さずメール交換のやり取りなどはスクリーンショットに保存するなど、トラブルに備え証拠を残すことを心がけましょう。不安に思ったときなど士別地区広域消費生活センター（23-3820）へ

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

